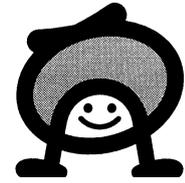


会 議 録

会議の名称	第55回上尾市都市計画審議会	
開催日時	令和6年10月11日(金) 午前10時00分から午前11時30分まで	
開催場所	上尾市役所議会棟 4階 全員協議会室	
議長(委員長・会長)氏名	桑田 仁	
出席者(委員)氏名	高田 和幸、安部 康衣、石山 勇、関根 貴生、市村 英一 新藤 孝子、田中 一崇、原田 嘉明、荒川 昌佑、篠原 文子 木村 和正	
欠席者(委員)氏名	伊藤 義久、高柳 一夫	
事務局(庶務担当)	須田都市整備部長、北島都市整備部次長 都市計画課 中釜課長、甲谷副主幹、大山主査、太田主任	
会 議 事 項	1 議題	2 会議結果
	1. 上尾市都市計画下水道の変更について (上尾市決定) [諮問] 2. 上尾市都市計画生産緑地地区の変更について (上尾市決定) [諮問]	1. 全会一致で賛成 (議長除く11名)
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 1名
会 議 資 料	第55回上尾市都市計画審議会 次第 上尾市都市計画審議会 委員名簿 第55回上尾市都市計画審議会 座席表 第55回上尾市都市計画審議会 第1号議案議案書 第55回上尾市都市計画審議会 第2号議案議案書 上尾市都市計画下水道の変更について 資料1 上尾市都市計画生産緑地地区の変更について 資料2 上尾市都市計画マスタープラン2020の部分改定について 資料3 上尾市都市計画マスタープラン2020 令和5年度評価・進行管理報告書 資料4 令和5年度評価・進行管理における質問・回答 資料5	
<p>議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">2024年 11月 15日</p> <p style="text-align: center;">議長(委員長・会長)の署名 _____</p>		



第55回 上尾市都市計画審議会

会 議 録

日 時 令和6年10月11日（金）午前10時00分から
場 所 上尾市役所議会棟4階 全員協議会室

<p>1 開会 甲谷副主幹</p>	<p>○第55回上尾市都市計画審議会開会 (司会進行 都市計画課 甲谷副主幹)</p>
<p>2 会長挨拶 桑田会長</p>	<p>○桑田会長 挨拶</p>
<p>甲谷副主幹</p> <p>3 議事 桑田会長</p>	<p>○資料の確認</p> <p>① 「第55回上尾市都市計画審議会 次第」</p> <p>② 「上尾市都市計画審議会 委員名簿」</p> <p>③ 「第55回上尾市都市計画審議会 座席表」</p> <p>④ 「第55回上尾市都市計画審議会 第1号議案議案書」</p> <p>⑤ 「第55回上尾市都市計画審議会 第2号議案議案書」</p> <p>⑥ 「上尾都市計画下水道の変更について (上尾市決定)」 資料1</p> <p>⑦ 「上尾都市計画生産緑地地区の変更について (上尾市決定)」 資料2</p> <p>⑧ 「上尾市都市計画マスタープラン2020の部分改定について」 資料3</p> <p>⑨ 「上尾市都市計画マスタープラン2020令和5年度評価・進 行管理報告書」 資料4</p> <p>⑩ 「令和5年度評価・進管理における質問・回答」 資料5</p> <p>以上の10点でございます。 資料が不足している方は事務局までお申し付けください。</p> <p>それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、上尾市都市計画 審議会条例第6条第1項の規定により「会長が議長となること」と なっておりますので、これ以降の議事進行を桑田会長にお願いいた します。</p> <p>桑田会長よろしくお願ひいたします。</p> <p>承知いたしました。しばらくの間、議長を務めさせていただきます ので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、本審議会の会議録署名人につきまして、私から選任させて いただきます。第1号委員の石山委員と第2号委員の篠原委員にお 願ひいたします。</p> <p>次に書記でございますが、事務局の太田主任にお願いいたします。</p>

	<p>なお、本会議は原則公開でご審議いただくことになっておりますので、ご協力をお願い申し上げます。</p> <p>それでは、本日の案件で非公開事項に該当するものがあるかどうか、事務局にお伺いします。</p>
中釜課長	<p>本日の案件でございますが、非公開事項に該当するものはございません。</p>
桑田会長	<p>ただ今、事務局からは、本日の非公開案件はないとのことでしたが、委員の皆様にお伺いします。非公開に該当する案件はないということでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">《異議なし》</p>
桑田会長	<p>それでは、本日の案件は全て公開ということで進めさせていただきます。</p> <p>事務局に確認いたします。本日、傍聴を希望する方はいらっしゃいますか。</p>
中釜課長	<p>傍聴者が1名いらっしゃいます。</p>
桑田会長	<p>ただ今から傍聴者に入場していただきます。事務局の方、傍聴者を入場させてください。</p>
	<p style="text-align: center;">《傍聴者入場》</p>
桑田会長	<p>議事に入ります前に、傍聴者の方に傍聴上の注意を申し上げます。先ほど事務局よりお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守していただきますようお願いいたします。また、「傍聴要領」に反する行為をした場合は、退場していただく場合もございます。</p> <p>それでは、ただ今から審議に入ります。</p> <p>第1号議案「上尾都市計画下水道の変更について（上尾市決定）」について、諮問課より説明をお願いします。</p>
梅澤課長	<p>下水道施設課長の梅澤でございます。今回の議案でございますが、</p>

上尾都市計画下水道の変更についてでございます。

本市の公共下水道事業は、昭和46年度に都市計画を定め、事業計画の拡大を図りながら整備推進を行い、都市の健全な発展と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に寄与してきたところでございます。

今回の変更内容でございますが、公共下水道の汚水計画については、令和4年度に行いました鴨川右岸の市街化編入に伴う区域の拡大と、公共下水道事業計画区域に接する市街化調整区域からの区域外流入に伴う区域の追加をすることについてお諮りするものでございます。

また、公共下水道の雨水計画については、今後整備を予定しております二ツ宮地区を追加することについてお諮りするものでございます。

詳細内容につきましては、担当者より説明を行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

松本副主幹

下水道施設課の松本と申します。

第1号議案「上尾都市計画下水道の変更について」説明させていただきます。説明は着座にて失礼いたします。

議案資料と資料1をご覧ください。

資料1は議案資料の内容を抜粋したものになります。説明は資料1にて行いますので、資料1の1ページ目をご覧ください。スクリーンにも同じものを表示しますので併せてご覧ください。

こちらは、上尾都市計画下水道の変更内容を記載した計画書でございます。計画書は変更する内容のみを記載しております。

今回は、「2. 排水区域」、汚水面積及び雨水面積について変更を行うものでございます。

続きまして、変更理由について説明いたします。

理由の中段にございますが、今回の排水区域の変更のうち、汚水区域については、令和6年5月に見直しを行った「上尾公共下水道全体計画」と整合を図る内容としております。内容としましては、区域外流入による区域及び市街化編入に伴う区域を追加するものでございます。

なお、区域外流入とは、公共下水道の供用開始区域に隣接している宅地において、一定の基準を満たしている場合に流入を認めるというものです。今回追加する区域は、平成29年度から令和5年6

月までの期間に申請があり、条件が整い、許可を受けた、既に公共下水道に接続している宅地となります。

市街化編入とは、市街化調整区域から市街化区域へ変更することであり、令和4年9月20日に告示された市街化編入区域について、下水を排除する区域として追加するものでございます。

また、雨水区域については、近年増加傾向にある集中豪雨による都市型水害への対策強化として、雨水管理総合計画に位置付けられた重点地区の二ツ宮地区、17.7haを区域として追加するものでございます。

2ページをご覧ください。

それでは、変更内容について説明いたします。

赤枠内の汚水、雨水面積のうち、上段の括弧内の赤表示が変更前、下段の黒表示が変更後の値でございます。

汚水面積につきましては、変更前の約2,684haから約2,686haとするものでございます。

雨水面積につきましては、変更前の約2,047haから約2,065haとするものでございます。

主な変更箇所につきましては、後ほど図で説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

まず、汚水区域の変更内容について説明いたします。こちらは、参考図書となりますが、汚水の排水区ごとの新旧対照表となります。

今回、変更する排水区域について、名称と面積を赤で記載しており、右側が旧、左側が新となっております。個々の面積は読み上げませんが、汚水ではこれらの総計が2ha増となり、変更面積が2,686haとなるものでございます。

4ページをご覧ください。

こちらの図は、汚水区域の変更箇所について、市域全体を表示したものととなります。

黒の太線の縁取りが現在の決定区域、赤色の線が今回の追加区域でございます。また、今回の追加区域のうち、緑色で囲われたものが区域外流入により追加された区域で、青色で囲われたものが市街化編入に伴う区域の追加となります。これらを合計して2haを追加

するものでございます。

5 ページをご覧ください。

議案資料には全ての追加区域の計画図を添付しておりますが、主要な箇所として、大谷本郷地区の汚水追加区域について説明いたします。こちらは拡大した計画図となります。

先程と同じく、追加区域を赤色の線で表示し、市街化編入に伴う追加区域を青色で囲っております。

計画図書の都合上、対象区域が5 ページ、6 ページと跨いでしまうため6 ページも併せてご覧ください。こちらの青い枠で表示した区域は、鴨川第6 処理分区の市街化編入追加区域となります。

6 ページについても、青い枠で表示した区域は、鴨川第6 処理分区の市街化編入追加区域となります。

また、緑の枠で表示した区域は、同じく鴨川第6 処理分区の区域外流入の追加区域となります。

汚水の追加区域の説明は以上となりますが、他地区の追加区域の詳細位置については議案資料に載せておりますので、ご確認いただければと思います。

7 ページをご覧ください。

次に雨水の追加区域について説明いたします。こちらも参考図書となりますが、雨水の排水区域ごとの新旧対照表となります。変更理由の説明では総計が17.7ha と申し上げましたが、面積の合計は整数表示のため18ha 増となり、変更面積が2,065ha となるものでございます。

次に8 ページをご覧ください。

こちらの図は、雨水区域の変更箇所について、市域全体を表示したものととなります。

黒の太線の縁取りが現在の決定区域、赤色の枠が雨水の追加区域でございます。この区域は雨水管理総合計画の重点地区の雨水整備を今後行うために追加するものでございます。

9 ページをご覧ください。

雨水の追加区域を拡大した計画図となります。こちらも計画図書の都合上、区域が10 ページと跨いでしまうため、併せて10 ペー

ジもご覧ください。こちらの赤い枠で表示した区域は、二ツ宮地区の芝川左岸第18排水区、芝川左岸第19-2排水区の一部の追加区域となります。

10ページについても、二ツ宮地区の追加区域を赤色の線で表示しております。

雨水の追加区域の内容は、以上となります。

11ページをご覧ください。

上尾都市計画下水道の変更スケジュールとなります。

表の計画名やスケジュールの矢印等、黒で示したものは既に実施済みの手続き、赤で示したものが今回の都市計画審議会、青で示したものは、都市計画決定後に手続きを進める公共下水道事業計画・認可等の手続きとなります。

都市計画の手続きとして、都市計画法第16条第1項の規定に基づき、市民の皆様からの意見を反映させるため、素案の公告・縦覧を令和6年5月1日から5月15日まで行い、5月31日に公聴会の場を設けましたが、公述の申し出希望はありませんでしたので公聴会を中止としました。

その素案をもとに、都市計画法第19条第3項の規定に基づく、県知事と協議を行い、令和6年8月6日付けで、本計画に関して「支障なし」との回答を頂きました。

その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づく案の縦覧を令和6年8月16日から8月30日まで行いましたが、期間中の縦覧者及び意見書の提出もございませんでした。

今回の上尾都市計画下水道の変更については、都市計画審議会の答申をいただいた後、告示・縦覧を行う予定です。

今後は、都市計画に基づく事業を進めるために、公共下水道事業計画及び認可の変更の手続きを進め、来年度から新しい計画に則った工事を実施していく予定です。

説明は、以上となります。

それではご審議のほどよろしく願いいたします。

桑田会長

ただ今、諮問課よりご説明をいただきましたが、皆様のご意見、ご質問がありましたらお願いします。

高田委員

パワーポイントの資料の3ページ目、赤い数字が変更前後を示し

	<p>ているというご説明だったと思いますが、鴨川第6処理分区の旧で562.2ha、新で566.4haということで、これだけで4haぐらい増えています。合計で2ha増ということなので、ここに表示されてない箇所でも逆に減少している箇所があり、相殺されているのかが一点です。</p> <p>二点目は6ページで、原則、市街化調整区域だと都市施設の整備をしないというところだと考えますが、条件が整ったことで、下水道区域に追加するというところだと思います。その時のプロセスとして、リクエストベースで動いているのか、あるいは常時アンテナを張っていて、必然的に条件が整ったということで認めているのかを教えてください。</p>
松本副主幹	<p>一点目の変更内容の内訳のご質問でございますが、下水道の計画は都市計画以外にも、下水道の方針を定める全体計画がございます。さらには下水道の事業計画、認可というものがございます。都市計画というものは、基本的に区域を定めるものが主となりますが、全体計画及び事業計画では、都市計画に位置付けた区域を現場状況等により見直しする場合がございます。一方、都市計画では、新規の区域を位置付ける等、変更の際に全体計画及び事業計画で見直した区域も合わせて変更しているところでございます。全体計画は令和6年5月に見直しを行っており、併せて今回の都市計画も整合を図るということとなります。合計としては今回の区域外流入と市街化編入区域の合計2haが追加されております。細かい変動につきましては、今までのものと整合を合わせているというところでございます。</p>
桑田会長	<p>例えばですが、鴨川11処理分区は旧から新で減っているのに差引きで記載されていて、減った理由としては、整合性を図るために数値が変わっていたのを合わせたという理解でよろしいですか。</p>
松本副主幹	<p>その通りでございます。</p>
桑田会長	<p>そうしますと、数値上は全て足すと2ha増になるが、処理分区ごとに考えると減っている処理分区もあるということでしょうか。</p>
松本副主幹	<p>はい、今回、処理分区毎の変更も行っており、合計は変わって</p>

	<p>ないのですが、整合を合わせているというところでございます。</p> <p>二点目のご質問の区域外流入のプロセスでございますが、基本的には地権者の方からの申請によって行うものでございます。上尾市公共下水道区域外流入取扱要綱というのがございまして、それに基づいた条件、例えば事業計画に隣接する土地であるとか、公費がかからない等の条件が整っていることを申請の際に確認させていただいて、その後、流域の関係で埼玉県とも協議が必要になることから、協議が整った箇所について、区域外流入を認めるといったプロセスになっております。</p> <p>また、市街化区域は原則、下水道区域になりますが、市街化調整区域については、区域外流入申請を県と協議した際に、その部分を次の計画変更の時に位置付けることという条件が付されますので、今回、計画に追加しているというところでございます。</p>
荒川委員	<p>雨水計画の区域追加は、芝川左岸第18排水区の排水能力を向上させるための工事を行うためということでしょうか</p>
松本副主幹	<p>その通りでございます。</p>
荒川委員	<p>どれぐらいの排水能力と費用対効果というのが見込まれるのでしょうか。</p>
松本副主幹	<p>近年のゲリラ豪雨のような状況を確実に解消するとは言えませんが、下水道の計画では5年確率と言われている1時間あたり57mmの雨量に対応した雨水管渠を作る予定となっております。最終放流先となる芝川が暫定改修ということもあり、通常の計算ですと流れ込まないことが想定されることから、今回は浸水のシミュレーション解析をして、5年確率相当の断面を計画しております。</p>
荒川委員	<p>汚水は管を地面に埋めるものとイメージが付くのですが、雨水の工事というのは18排水区だと、どのあたりにどういった工事をされるのでしょうか。</p>
松本副主幹	<p>現在、計画しているものでございますが、農協団地付近にボックスカルバートや管渠の敷設を検討しております。</p>

桑田会長	先程のご質問とも関係するかと思いますが、処理分区で減るとい うのは、処理分区自体の区域が変わったのか、流す箇所を変えたの か、どういったことで減るのでしょうか。
松本副主幹	処理分区が減るということは、違う処理分区で増えるということ になりますので、現状に合わせた排水先に見直しをしております。
桑田会長	実際の見直しとして、管を繋ぎ変えるのではなく、処理分区の切 れ目を変えていくのでしょうか。
松本副主幹	現状に合わせた形となりますので、図面上の区域を変えており、 工事で変えるということではありません。
荒川委員	国道17号の上尾市場の付近も水が出ているかと思います。大雨 が降った時に水が出る箇所というのは、市としてどの程度把握して いて、今回は、芝川の付近で水が出るから変更するというものでし ょうか。
松本副主幹	該当箇所への対策については、埼玉県の管轄となっております。 当課では雨水管理総合計画を策定し、重点地区4箇所を定めており ます。基本的には、その4箇所を優先に雨水管渠を整備するという ところを目標に掲げております。したがって、該当箇所は重点整備 箇所にはなっておりません。
荒川委員	県道と国道が接する箇所で水が出た時は、市の責任ではないとい う考え方になるのでしょうか。
須田部長	道路冠水につきましては、一定以上の降雨がある場合には、処理 しきれなくなり道路冠水が生じてしまいます。都市整備部では道路 河川課が主となり、市道をはじめ県道、国道、また危機管理防災課 と情報共有しており、道路冠水が頻繁に起こる箇所は把握しており ます。それに対しての対策でございますが、上下水道部と都市整備 部で連携を図りながら、内水を軽減するために事業を進めていくと いったところでございます。
荒川委員	市単独でできるところは、今回の議案の箇所で、実際に整備する

	<p>としたら埼玉県の範疇ということになるのでしょうか。</p>
須田部長	<p>道路の雨水の処理に関しては、道路管理者の範疇となります。</p>
新藤委員	<p>1時間に57mmの雨量ということでしたが、既に80mmとか100mmの降雨がある中で、57mmに限定してシミュレーションしたとのことでした。今後、57mmという設定ではなく、80mmとか100mmで設定されるようになっているのでしょうか。</p>
松本副主幹	<p>近年の気候変動に伴う降雨量の増大は社会的にも大きな問題となっております。その中で本市では、雨水管理総合計画を来年度見直す予定としており、その際には、各排水区で気候変動による降雨量の変化を考慮した計画についても検討する必要があると考えています。ただし、80mm、100mmというのは非常に大きなインフラの整備が必要になりますので、それも現実的ではないことから、気候変動による降雨量の変化を最低限踏まえたもので今後は検討していくことが考えられます。また、ソフト面という形で、防災部局と連携を図りながら、内水ハザードマップ等を活用し、周知していく必要があると考えております。</p>
新藤委員	<p>二ツ宮の地域への説明はされているということですのでよろしいですか。</p>
松本副主幹	<p>地域単独でのご説明はさせていただいておりませんが、都市計画の案の縦覧として市民周知は行っているところでございます。</p>
新藤委員	<p>公聴会も申し出が無かったということですので、改めて周知が必要と感じたので意見をさせていただきました。</p>
市村委員	<p>二ツ宮地区に管渠を設けるということですが、降雨が継続してある場合、汲み上げて水路側に流す等の施設も併設するのかどうかをお伺いしたいと思います。</p>
松本副主幹	<p>雨水の整備につきましては、既設で日の宮マンホールポンプがございまして、降雨量が少ない場合は自然流下とし、降雨量が多い場合にはポンプを活用しております。</p>

桑田会長	<p>いろいろ課題はあるかと思いますが、少なくとも今回の議案については、皆様から特段のご反対等は無かったかと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>第1号議案について採決をいたします。</p> <p>では、第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">《委員挙手》</p>
桑田会長	<p>全会一致でございますので、上尾市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により「上尾都市計画下水道の変更について（上尾市決定）」は、原案のとおり可決する旨、上尾市長に答申することといたします。</p> <p>続きまして、第2号議案「上尾都市計画生産緑地地区の変更について（上尾市決定）」について、諮問課より説明をお願いします。</p> <p>なお、諮問課の座席の入れ替えを行いますので、しばらくお待ちください。</p>
平賀課長	<p>みどり公園課でございます。宜しく願いいたします。課長の平賀と申します。</p>
菅原主幹	<p>同じくみどり公園課の菅原と申します。</p>
田野技師	<p>みどり公園課の田野と申します。</p>
丸山主査	<p>みどり公園課の丸山と申します。</p>
平賀課長	<p>それでは、第2号議案、上尾都市計画生産緑地地区の変更について、ご説明させていただきます。</p> <p>申し訳ございませんが、着座にて説明させていただきます。</p> <p>今回の議案につきましては、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間に、相続や故障、指定から30年経過したことによる買取り申し出のあった地区、公共施設の整備があった地区、新たに追加指定を行った地区につきまして、変更が33地区、廃止が11地区の計44地区の変更箇所が生じたので、ご審議いた</p>

だきたいと思います。

それでは、内容につきましては、担当の丸山主査と田野技師より、ご説明させていただきます。

田野技師

それでは、第2号議案、上尾都市計画生産緑地地区の変更について、ご説明いたします。

本日はパワーポイントを使って説明を行います。スクリーンにお手持ちのA4サイズ横向きの資料1「上尾都市計画生産緑地地区の変更」を写して説明を進めさせていただきますので、こちらの資料をご覧ください。

始めに2ページ目をご覧ください。最初に生産緑地について、簡単にご説明させていただきます。生産緑地とは、市街化区域にある農地の中で、「生産緑地法」に基づき都市計画決定された農地のことでございます。

指定に該当する土地の要件は、3項目ございます。

1. 公害又は災害防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に効用があり、かつ、公共施設等の敷地に適しているもの。
2. 500平方メートル以上のもの
3. 農林漁業の継続が可能なもの

でございます。

生産緑地は一度、指定されますと、一定要件がないと解除ができないことになっております。一方で、固定資産税等は、市街化区域農地であれば宅地並み課税であります。生産緑地になりますと農地課税として税制面の優遇を受けることができます。

解除に必要な要件は5項目ございます。

1. 農林漁業の主たる従事者の死亡
2. 農林漁業に従事することを不可能にさせる故障
3. 指定の告示から30年経過した場合
4. 道路など公共用地に移管する場合
5. 土地区画整理事業の実施により、地区の位置、区域および面積に変更が生じた場合

でございます。

なお、解除要件の1、2、3に該当した場合は、地権者は生産緑地法第10条に基づき買取り申出をすることが可能でございます。

申出が出た際は、行政による買取り、または、他の農業従事者の取得により3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかった場合には生産緑地法第14条に基づいて行為の制限が解除されます。

続きまして3ページ目をご覧ください。変更の概要をご説明いたします。

今回対象となる生産緑地地区は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までに手続きがされたものとなります。

変更の内容としましては、買取り申出がなされ、行為制限の解除がされたもの。こちらは地区の一部解除と全部解除の場合がございます。

また、公共施設の整備のために行為制限が解除されたものでございます。

上尾市における生産緑地地区の指定は、平成4年12月7日の告示日より開始をしておりますが、指定当初は、地区数が572地区、指定面積が167.14haでございました。

今回の都市計画変更により、指定地区数が395地区、指定面積が87.20haとなります。

それでは、議案書の1ページ目をご覧ください。こちらは計画書でございます。変更する生産緑地地区が記載されており、中段の表に示した33地区が、面積及び区域の変更により地区の一部が解除となり、約2.86haの減少になるものでございます。また、表の上の「2」に記載されている11地区が廃止される箇所約0.96haの減少になるものでございます。また、表の上の「3」に記載されている2地区が新たに追加する地区で約0.2haの増加になるものでございます。

このように変更対象となる地区がございますので、変更内容ごとに代表的な事例をあげて、ご説明させていただきます。

パワーポイントの資料4ページ目をご覧ください。法14条による地区の変更についてご説明させていただきます。

今回は、上平63号を例に挙げてご説明いたします。上平63号は、農林漁業の主たる従事者の死亡により買取り申出の申請がございました。

5ページ目をご覧ください。こちらが新旧対照表と変更概要書で

ございます。行為の制限が解除され、面積及び区域の変更となりました。その結果、面積約0.15haのうち約0.08haを削除し、面積を約0.07haに変更するものでございます。

6ページ目をご覧ください。こちらは計画図でございます。上平63号は市立芝川小学校の北側に位置しており、上平中央2丁目地内にある地区でございます。

7ページ目をご覧ください。こちらが計画図を拡大したものでございます。

赤い網掛けの箇所が、生産緑地から削除される部分であり、緑色で囲まれている箇所が変更後の生産緑地地区でございます。

以上のように、面積及び区域の変更を行う地区が上平63号を含め、合計33地区でございます。

8ページ目をご覧ください。次に公共施設等の設置による地区の変更についてご説明させていただきます。今回は、大石58号を例に挙げて、ご説明いたします。

9ページ目をご覧ください。こちらが新旧対照表、変更概要書でございます。保育所の設置により行為の制限が解除され、面積及び区域が変更となりました。その結果、面積約0.18haのうち約0.11haを削除し、面積を約0.07haに変更するものでございます。

10ページ目をご覧ください。こちらは計画図でございます。大石58号は市立大石中学校の東側に位置しており、浅間台4丁目地内にある地区でございます。

11ページ目をご覧ください。こちらが計画図を拡大したものでございます。

赤い網掛けの箇所が、生産緑地から削除される部分であり、緑色で囲まれている箇所が変更後の生産緑地地区でございます。

続きまして、生産緑地の追加指定の説明に移ります。説明につきましては丸山よりご説明いたします。

それでは、生産緑地地区の追加指定について説明いたします。追加指定の内容につきましては、市街化区域の農地を新たに生産緑地として追加して指定するものです。

上尾市では、平成4年に当初の指定を行って以降、初めての追加指定となります。

12ページ目をご覧ください。生産緑地の追加指定につきましては、第2次上尾市緑の基本計画に即して行っております。計画書には具体的な取組みとして、「農家の意向を基に、生産緑地の追加指定を行います」と記載しています。

次に追加指定をする際の検討項目について説明いたします。埼玉県が作成した生産緑地地区追加指定指針におきまして、生産緑地の追加指定をする際の検討項目について次のように記載されています。

まずは、生産緑地法における指定要件を満たしていることが前提となります。

次に、農地の機能から追加指定を検討すべきとされておりまして、環境保全、防災、レクリエーション、景観、農地保全の5項目が示されておりまして、今回の追加指定につきましては、「防災拠点や避難場所の機能を補う農地を指定する」や「整形化や一体化を図れる農地を指定する」に該当していると考えております。

13ページ目をご覧ください。追加指定の申請期間と周知の方法について説明いたします。申請の受付は令和5年4月26日から12月28日まで行いました。周知の方法につきましては、みどり公園課のホームページや令和5年の広報あげお5月号に掲載しました。

また、令和5年4月に上尾市農業委員会で説明を行い、農業経営及び農地利用状況に関する調査にチラシを同封して、農地を所有する農家世帯に配布を行いました。追加指定申請の受理件数は8件でございました。

追加指定の都市計画の案の概要について説明いたします。追加指定の件数は、新たな地区の追加が2地区、既存地区の拡張が5地区の計7件でございます。追加指定する土地の筆数は14筆であり、総面積は7,627㎡でございます。生産緑地を指定することに関する農地等利害関係人の同意書は取得済みです。

本計画案については、上尾市農業委員会に「生産緑地法第2条第1号に規定する農地又は採草放牧地（農地等）に該当しているか」に関する意見聴取を実施しておりまして、全ての農地について、「該当している」との答申を受けております。生産緑地の指定期間につきましては、都市計画変更の告示を行った日より30年となります。

今回は、7件のうち、新たな地区の追加と既存地区の拡張についてそれぞれ1件ずつ説明いたします。

14ページ目をご覧ください。今回は、生産緑地地区の新地区の追加について、大石162号を例に挙げて説明いたします。

15ページ目をご覧ください。こちらが新旧対照表と変更概要書でございます。新たな区域の編入として、面積約0.05haを追加するものでございます。

16ページ目をご覧ください。こちらは計画図でございます。大石162号は浅間台大公園の東側に位置しており、浅間台3丁目地内にある地区でございます。

17ページ目をご覧ください。こちらが計画図を拡大したものでございます。

赤枠の箇所が、生産緑地地区に追加する部分でございます。

以上のように、新たな地区を追加する地区が大石162号を含め、合計2地区でございます。

18ページ目をご覧ください。次に、生産緑地地区の既存地区の拡張について、上尾45号を例に挙げて説明いたします。

19ページ目をご覧ください。こちらが新旧対照表と変更概要書でございます。地区の一団化により、緑地機能が増進すると判断し、地区に隣接する農地を追加することにより面積及び区域が変更となるものです。面積約1.78haの地区に面積約0.11haを追加し、面積約1.89haに変更するものでございます。

20ページ目をご覧ください。こちらは計画図でございます。上尾45号は市役所の南側に位置しており、本町2丁目地内にある地

区でございます。

21 ページ目をご覧ください。こちらが計画図を拡大したものでございます。

赤枠の箇所が、生産緑地地区に追加する部分でございます。元々1方向にしか道路に接していなかったところ、新たに区域を拡張することで道路に2方向で接するようになるため、接道が改善されるものでございます。

以上のように、既存地区を拡張する地区が上尾45号を含め、合計5地区でございます。

以上が、各要件のご説明でございます。

22 ページ目をご覧ください。最後に、都市計画変更の内容をまとめます。

今回の生産緑地地区の変更となる地区数は、区域の変更が33地区と廃止が11地区の合計44地区でございます。

続いて、買取り申出の申請件数は35件あり、その内訳として、農業の主たる従事者の死亡が10件、故障が2件、指定の告示から30年経過したことによるものが23件でございました。

買取り申出において、市による買い取り、他の農業従事者への斡旋により買取られた地区は、共に0件でございました。

変更手続きにおきましては、縦覧前に埼玉県と本変更案の協議を行い、「異存ありません」との回答をいただいております。

変更案の縦覧日としまして、令和6年8月2日から8月16日まで縦覧を行い、意見書の提出はございませんでした。

最後に今回の生産緑地の減少面積は、3.16haとなり、指定当初からの減少面積の合計は、79.94haとなります。

23 ページ目をご覧ください。こちらが、地区数と面積の推移を表したグラフでございます。

第2号議案、上尾都市計画生産緑地地区の変更についてのご説明は以上でございます。ご審議の程、お願いいたします。

桑田会長

ただ今、諮問課より説明をいただきましたが、皆様のご意見、ご質問がありましたらお願いします。

市村委員	<p>何点かお伺いさせていただきます。上尾市の生産緑地の指定要件は500㎡以上とありますが、国の方針では500㎡以下でも指定可能だと思います。これについては変更なしということでしょうか。</p>
平賀課長	<p>国の方針では300㎡以上という要件がございますが、現在、土地区画整理事業を実施中の箇所がございますので、面積要件を300㎡まで引き下げてしまうと、換地計画に支障が生じてしまうことから、土地区画整理事業が完了するまでは面積要件を500㎡とさせていただきます、その後については、利用状況を鑑みながら検討してまいります。</p>
市村委員	<p>もう一点ご質問ですが、解除要件の中に故障という表現が理解しづらいと感じます。よく相談を受けるのが、年齢が高齢になったことを理由に故障として認められないのかということです。故障要件の認定というのは、市に相談した中で身体の機能障害ではなく、年齢的な場合でも要件に該当するのかということをお伺いしたいと思います。</p>
平賀課長	<p>農業従事者の方から故障により農業従事ができない旨の申請書を提出していただいて、当課で直接面談して状況を伺っております。面談をさせていただく要件として、医師の診断書の提出が必要となります。したがって、年齢が高齢であることを理由として面談は実施していない状況でございます。</p>
市村委員	<p>私も農家の方からご相談をいただいており、診断書が必要となると、何か症状が無いとももらえないのが実情です。認定基準は理解できるのですが、面談をしていただいて、実際の作業を行えるかどうかということも判断材料としていただければと思います。</p>
平賀課長	<p>委員さんからのご提言を含めて、内部で検討していきたいと思えます。</p>
荒川委員	<p>パワーポイントの21ページ、追加指定の既存地区の拡張ですが、緑色の当初指定部分は平成4年の指定で期間が30年。その後、特定生産緑地の指定が可能と認識しています。指定の基準日というの</p>

	<p>は緑色と赤色のエリアでは同じということでしょうか。</p>
平賀課長	<p>緑色のエリアは生産緑地地区の指定から30年を経過した箇所となっており、その後特定生産緑地に指定されております。</p> <p>一方、赤色のエリアについては、新たにこれから30年の生産緑地地区として指定されることとなります。</p>
丸山主査	<p>補足でご説明させていただきます。赤色のエリアにつきましては、今回の案をご承認いただいた後、都市計画変更を告示することになります。その告示をした日から30年が指定期間となります。</p>
荒川委員	<p>緑色のエリアと赤色のエリアは同じ所有者がお持ちでしょうか。</p>
丸山主査	<p>複数の所有者の方から成り立っている地区でございますので、赤色エリアの所有者の方も緑色のエリアを一部所有しているという状況でございます。</p>
桑田会長	<p>各委員のご意見、ご質問が出尽くしたようですので、第2号議案について採決をいたします。</p> <p>では、第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">《委員 挙手》</p>
桑田会長	<p>全会一致でございますので、上尾市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により「上尾都市計画生産緑地地区の変更について（上尾市決定）」は、「原案のとおり可決する旨、上尾市長に答申すること」といたします。</p>
桑田会長	<p>傍聴者の方はご退席されておりますね。以上をもちまして、本日の議事が全て終了しましたので議長の任を解かせていただきます。</p> <p>委員の皆様方のご協力に感謝申し上げます、審議を終了いたします。</p>
4 報 告 甲谷副主幹	<p>桑田会長ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第4「報告」に入る前に座席の移動がございますので、しばらくお待ちください。</p> <p>報告事項の1つ目、「上尾市都市計画マスタープラン2020の部</p>

	<p>分改定について」担当者より説明させていただきます。</p> <p>○説明 都市計画課 大山主査</p> <p>続きまして、報告事項の2つ目、「上尾市都市計画マスタープラン2020令和5年度評価・進行管理について」担当者より説明させていただきます。</p> <p>○説明 都市計画課 大山主査、太田主任</p> <p>5 事務連絡 甲谷副主幹 続きまして、次回審議会の開催予定時期について、事務局よりご報告いたします。</p> <p>中釜課長 次回の第56回上尾市都市計画審議会につきましては、令和7年1月頃の開催を予定しております。詳細につきましては、後日改めてご案内させていただきます。</p> <p>6 閉会 甲谷副主幹 以上をもちまして、第55回上尾市都市計画審議会を閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでございます。</p>
--	---

署名委員 篠原 文子

署名委員 石山 勇